

# 平成 22 年度 統計法施行状況報告

平成 23 年 7 月 8 日

総 務 省

政 策 統 括 官

( 統 計 基 準 担 当 )



## はじめに

「統計法施行状況報告」は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 55 条第 2 項に基づき、毎年度、法の施行の状況に関する各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表されるとともに、統計委員会に報告がなされるものである。

本報告書は、本来、平成 22 年度の施行状況に係るものであるが、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生に伴い、平成 23 年度にずれ込んで実施された事項、東日本大震災への対応として行われた事項など、平成 23 年度の施行状況に係るものについても、必要と考えられる範囲で記述している。

本報告書は、「本編」、「別編」、「資料編」の 3 編構成となっている。

「本編」は、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。）の推進状況、公的統計の作成状況、調査票情報の利用及び提供状況など、法の条文ごとの施行状況を個々に概括することができる内容となっている。

「別編」は、基本計画に掲載された個々の施策の進捗状況について各府省の報告を取りまとめた内容となっている。

「資料編」は、「本編」に加えて、法の施行状況を概観するうえで参考となる資料を掲載した資料集となっている。

## 目 次

(本編)	7
I 平成 22 年度における主な動き	7
1 基本計画の推進	7
2 公的統計の作成	7
(1) 統計の指定、承認及び統廃合	7
(2) 統計基準の設定	7
3 調査票情報の利用及び提供	8
(1) 委託による統計の作成等の実施（オーダーメイド集計）	8
(2) 匿名データの作成、提供	8
4 東日本大震災に係る統計データの提供	8
II 基本計画の推進	9
1 全体の推進実績	9
(1) 推進体制	9
(2) 推進実績	9
2 主な推進実績	10
III 公的統計の作成	13
1 基幹統計	13
(1) 基幹統計の指定、変更等の状況	13
(2) 法定の基幹統計の状況	14
(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況	14
(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知状況	15
(5) 基幹統計調査の実施状況	16
(6) 基幹統計の公表の状況	17
2 一般統計調査	17
(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況	17
(2) 一般統計調査の実施状況	18
(3) 一般統計調査の結果の公表の状況	19
3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査	19
(1) 政令で定める地方公共団体の統計調査の実施又は変更の届出等の状況	19
(2) 政令で定める地方公共団体の統計調査の実施状況	20
4 届出独立行政法人等が行う統計調査	20
(1) 届出独立行政法人等の統計調査の届出の状況	20
(2) 届出独立行政法人等の統計調査の実施状況	21

5	事業所母集団データベース	21
(1)	事業所母集団データベースの整備及び情報の提供状況	21
(2)	重複是正、調査履歴登録の実施状況	22
6	統計基準の設定	22
7	協力の要請（統計法に基づく協力要請）	23
(1)	国の行政機関に対する行政記録情報の提供要請の状況	23
(2)	国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況	23
(3)	地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況	24
(4)	総務大臣が行う協力の要請の状況	24
8	東日本大震災に係る統計データの提供等	25
(1)	統計データの提供	25
(2)	震災に対処するための柔軟な対応	26
IV	調査票情報の利用及び提供	27
1	調査票情報の二次利用	27
2	調査票情報の提供	27
3	委託による統計の作成等の実施	29
4	匿名データの作成、提供	30
5	調査票情報等の適正管理のための措置	31
V	統計委員会	31
VI	罰則	33
VII	その他	33
1	統計情報の提供（e-Stat の取組等）	33
2	国際的な動向への対応	34
(別編)		37
	<b>【基本計画 事項別推進状況】</b>	
	「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」関係	37
	「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」関係	67
	「第4 基本計画の推進・評価等」関係	101
	別紙「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」	105

(資料編)

**[統計法関連]**

資料 1	統計法成立から施行までの準備行為等	116
資料 2	統計法の概要	117

**[基本計画関連]**

資料 3	「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要	119
資料 4	「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制	122
資料 5	統計の見直し・効率化	123
資料 6	統計関連業務の民間委託の状況	124

**[公的統計の作成関連]**

資料 7	基幹統計調査の承認一覧	127
資料 8	統計委員会における諮問・答申実績	128
資料 9	基幹統計調査の年度別承認件数	129
資料 10	一般統計調査の承認一覧	130
資料 11	一般統計調査の年度別承認件数	134
資料 12	都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	135
資料 13	指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	135
資料 14	平成 23 年東北地方太平洋沖地震への対応について (平成 23 年 3 月 15 日付け総政企第 82 号の 1 及び 2)	136
資料 15	平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応に係る統計調査の審査 手続について(平成 23 年 3 月 23 日付け事務連絡)	145
資料 16	東日本大震災への対応についての統計委員会委員長談話 (平成 23 年 4 月 8 日)	148
資料 17	東日本大震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての 留意事項について(平成 23 年 4 月 15 日)	149
資料 18	東日本大震災の被災に係る地図情報の提供	151
資料 19	各府省等(統計関係)における東日本大震災の対応状況	157
資料 20	法第 33 条に基づく調査票情報の利用	164
資料 21	オーダーメイド集計のサービス提供状況	169
資料 22	匿名データのサービス提供状況	170

**[統計委員会関連]**

資料 23	統計委員会委員名簿(平成 21 年 10 月から)	171
資料 24	統計委員会臨時委員名簿	171
資料 25	統計委員会専門委員名簿	172
資料 26	統計委員会開催状況(第 33 回～第 43 回)	173
資料 27	統計委員会が軽微な事項と認めるもの	174

[その他]

資料 28	政府統計の総合窓口（e-Stat）について……………	175
資料 29	国連アジア太平洋統計研修所 1970 年からの研修事業参加者数 ……	176
資料 30	「世界統計の日」に際して各国で行われた取組……………	178
資料 31	政府統計共同利用システムについて……………	179
資料 32	事業所母集団データベースについて……………	180

## 【本 編】

## (本編)

### I 平成 22 年度における主な動き

#### 1 基本計画の推進

政府では、いわゆる「工程表」に当たる基本計画の別表に掲げられた措置・方策 196 事項の推進を図るため、公的統計基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）による政府一体的な取組状況の情報共有・調整や、各府省合同又は単独で有識者の知見及び地方公共団体の意見等を活用した具体的な検討を進める等の取組を行っている。

その結果、平成 22 年度末において、担当府省が取組に着手した事項は、21 年度末に比して 16 事項増加し、189 事項（全 196 事項の 96%）となっている。なお、残る 7 事項は、実施期限の到来までに余裕があることや、着手の前提となる条件整備が行われていないことにより、未着手となっているものである。



#### 2 公的統計の作成

##### (1) 統計の指定、承認及び統廃合

平成 22 年度において、重要な加工統計として新たに基幹統計に指定されたものは、産業連関表、鉱工業指数及び生命表である。また、一般統計調査として承認申請が行われ、このうち新たに実施された一般統計調査は 14 件であり、新規の統計は、基幹統計と併せて 17 件となっている。

一方、一般統計調査において、調査の実施の中止、調査の統廃合、旧法により承認された調査の整理により、22 件の調査の削減が行われた。

この結果、平成 22 年度末現在において承認等が有効な基幹統計及び一般統計調査の数は、322 件（うち、平成 21 年度末現在に存在していたものから継続されたものは 305 件）となった。

平成 22 年度 322 統計 (基幹統計・一般統計調査)		
22 統計：削減 (平成 22 年度に 廃止等したもの)	305 統計：存続 (平成 21 年度から存続しているもの)	17 統計：新規 (平成 22 年度に 新設されたもの)

##### (2) 統計基準の設定

統計基準は、公的統計の作成に当たって、統計の作成の客観性、統計相互の比較可能性を確保するために設定するものである。平成 22 年度には、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」が新たに 5 つ目の統計基準として設定された。

### 3 調査票情報の利用及び提供

#### (1) 委託による統計の作成等の実施（オーダーメイド集計）

調査票情報の新たな利用形態として、統計作成者である行政機関の長等は、一般からの個別の委託を受けて統計の作成等(以下「オーダーメイド集計」という。)を行うために調査票情報を利用することができる。平成22年度においては、これまでの6調査に加え、新たに14調査においてオーダーメイド集計が行われることとなった。

また、オーダーメイド集計の申出が行われた件数は12件であり、平成21年度の4件と比べ利用が拡大している。

	平成22年度	平成21年度
対象となる調査数	20調査（87年次分※）	6調査（18年次分※）
オーダーメイド集計実績	12件	4件

注) ※月次調査などについては、1年間分の調査結果を1年次としてカウントしている。

#### (2) 匿名データの作成、提供

秘密の保護に関する措置を維持した上で、研究者に対してより自由度の高いデータを提供する方法として、匿名データの作成・提供を行うことができる。平成22年度も、平成21年度と同様4調査について提供している。

また、匿名データの提供の申出が行われた件数は38件であり、平成21年の20件と比べ利用が拡大している。

	平成22年度	平成21年度
対象となる調査数	4調査（13年次分※）	4調査（13年次分※）
匿名データの提供実績	38件	20件

注) ※月次調査などについては、1年間分の調査結果を1年次としてカウントしている。

### 4 東日本大震災に係る統計データの提供

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対応し、各府省は、震災対応に係る情報を共有しつつ、被害状況の把握や早期の復興に資する統計データを提供した。また、調査の実施に当たっては、被災地の実情に配慮したきめ細かな対応を行うとともに、調査結果の公表に際しては、震災に対応したことによる調査結果への影響等に係る情報の提供を行った。

## Ⅱ 基本計画の推進

### 1 全体の推進実績

#### (1) 推進体制

基本計画の別表においては、「具体的な措置、方策等」欄に掲げられた計196事項ごとに、それぞれの実施時期や担当府省が定められている。

政府では、この基本計画の推進に必要な連絡、調整及び検討を行うため、基本計画にも盛り込まれている推進会議を設置し、各府省における取組状況について情報共有を行い、政府一体となった取組を進めている。

さらに、政府では、この基本計画に掲げられた事項の具体的推進を図るため、『『公的統計の整備に関する基本的な計画』の推進について』（平成21年4月23日 各府省統計主管部局長等会議申合せ）により、総務省政策統括官（統計基準担当）を事務局に各府省で構成する検討会議やワーキンググループを設置するほか、既存の会議も活用して具体的な対応方策の検討・情報共有等を実施している。また、各府省においても、府省内又は関係府省による研究会・検討会等を設置し、有識者の知見も活用しつつ、取組を進めている。

#### (2) 推進実績

基本計画の別表に掲げられた196事項の推進実績をみると、各府省は、平成22年度末までに189事項（全196事項の96%）について、基本計画が求めている措置を講ずるための取組に着手している（詳細は、別編「基本計画 事項別推進状況」参照）。これは、前回の平成21年度報告時から、新たに16事項の増加となっている。

なお、残る7事項は、表1-1のとおり、実施期限が到来していないことや、着手の前提となる条件整備が行われていないことにより、未着手となっているものである。

表1-1 平成22年度末現在において未着手となっている事項

未着手となっている事項	基本計画の実施時期	未着手の理由
○ 埋蔵鉱量統計の一般統計調査化	22年度以降に到来する調査の実施時期までに措置	23年度に基幹統計の廃止手続を予定
○ 食料品生産実態調査等の生産動態統計(仮称)への再編可能性の検討	25年度までに結論	生産動態統計の検討状況を踏まえ着手
○ 学校教育から就職活動に至るまでのライフコース全般を捉える統計の検討	25年中に結論	今後検討を予定
○ 在留外国人の台帳制度等の検討状況を踏まえた登録外国人統計及び出入国管理統計の充実を検討	25年までの出来るだけ早い時期を目途に結論	同上
○ 犯罪被害者実態(暗数)調査における標本数の拡充等による精度向上を検討	24年調査の企画時までに結論	24年調査企画時までに結論を得る予定
○ 各府省の自己評価結果を統計調査の承認審査に活用し、各府省の負担を軽減	22年度から実施	着手の前提となる各府省の取組が遅延
○ 各府省HPにおける調査結果の提供に際して、児童・生徒向けの教材掲載を検討	23年度までに結論	23年度から具体的検討を開始する予定

また、着手済みの189事項の取組状況については、毎年度継続的な取組が必要とされる事項や、検討・実施に一定の期間が必要な事項もあることから、全体の取組実績を数値化することは困難である。

このため、着手済みの189事項のうち「実施時期」欄に「平成21年度（22年度）に実施（検討）する」等と記述され、平成21年度又は22年度を実施期限とすることが明確な38事項について、その取組状況をみると、表1-2のとおり、前回の平成21年度施行状況報告時点（下段括弧内）に比して、着実に取組が進められている状況が認められる。

ただし、実施期限を超えて検討を進めている事項もあり、今後とも、進捗状況の継続的なフォローアップが必要となっている。

表1-2 平成21年度・22年度を実施期限とする事項の取組状況

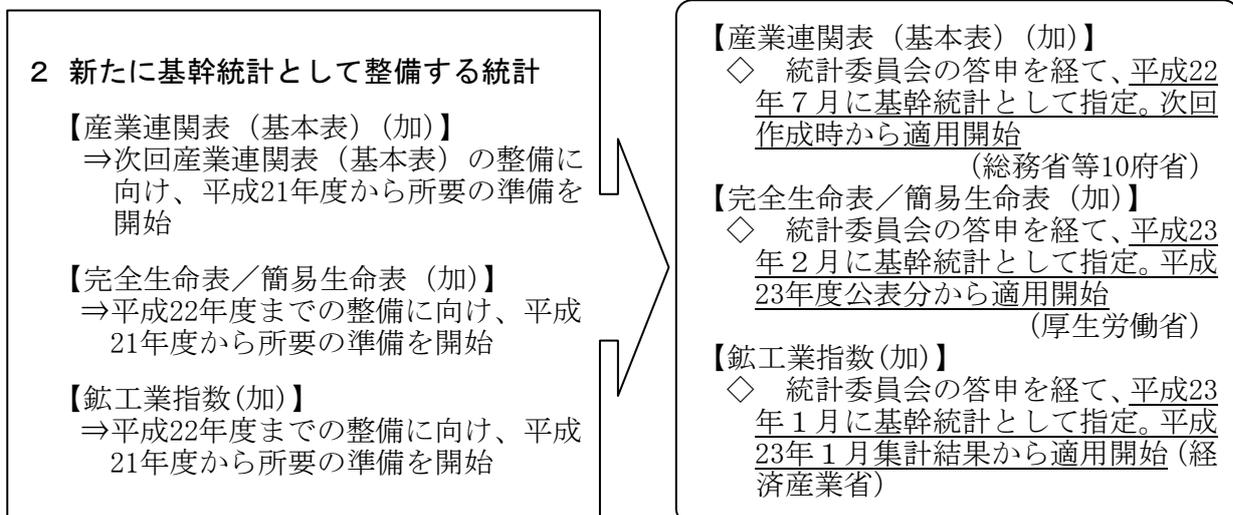
	目的をほぼ達成しているとみられる事項	目的の一部を達成しているとみられる事項	検討中の事項	未着手となっている事項	計
平成21年度を実施期限とする事項	14事項 (9事項)	8事項 (7事項)	1事項 (7事項)	0事項 (0事項)	23事項 (23事項)
平成22年度を実施期限とする事項	7事項 (0事項)	6事項 (4事項)	2事項 (9事項)	0事項 (2事項)	15事項 (15事項)
計	21事項 (9事項)	14事項 (11事項)	3事項 (16事項)	0事項 (2事項)	38事項 (38事項)

注) 下段( )内は、前回の平成21年度施行状況報告時点の取組状況を示す。

## 2 主な推進実績

前記1-(2)の各府省が取組に着手している189事項について、①統計の体系的整備、②経済社会の環境変化への対応、③統計リソースの確保・有効活用及び④統計データの有効活用の推進という基本的な4つの視点に沿って、基本計画別表の主要項目ごとに、その主な推進実績をみると、次のとおりとなっている。

### 「第2-1 統計体系の根幹となる基幹統計の整備」関係



「第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上」関係

(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

エ 四半期推計に関する諸課題

- 季節調整法の手法と年次推計の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。  
【内閣府・平成22年度末まで1年から2年程度かけて望ましい手法について結論を得る。】

- ◇ 平成21年度からの検討結果を踏まえ、国内家計最終消費支出や民間在庫品増加の一部等について、季節調整における各種ダミーを設定。また、四半期分割方法について、家計最終消費支出及び民間企業設備の系列に比例デントン法を導入

【内閣府】

(7) 統計基準の設定

- 季節調整法の客観性を担保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「季節調整法の適用に当たっての基準」を新たな統計基準として設定し、公示する。  
【総務省・平成22年度に実施する。】

- ◇ 基準案を経済指標専門会議で検討。この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会への諮問・答申を経て、平成23年3月に統計基準として設定し、公示

【総務省】

「第2-3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備」関係

(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備

- 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。  
【厚生労働省・平成23年中に結論を得る。】

- ◇ 各調査票のクロス分析を充実させるため、統計委員会による審議結果も踏まえ、平成22年調査から所得票と世帯票・健康票を用いた以下の集計表を作成・提供

- ・ 世帯数、医療費の家計支出額に占める割合（所得金額階級別）
- ・ 高齢者世帯数、医療費の家計支出に占める割合（所得金額階級別）
- ・ 世帯人員数（6歳以上）、健康意識（生活意識別）

等（計6表）

【厚生労働省】

(6) 観光に関する統計の整備

- 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査について充実を図る。
- 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。
- 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。  
【観光庁・平成22年度までに実施する。】

- ◇ 旅行・観光消費動向調査については、調査対象数及び調査項目を拡充。また、宿泊旅行統計調査については、全宿泊施設を対象とした調査に拡充

- 観光入込客統計に関する共通基準を策定し（平成21年12月）、平成22年度においては、同基準に基づく統計を45都道府県が作成

- 平成21年暦年分の旅行・観光サテライト勘定を作成し、公表（平成23年4月）

【観光庁】

### 「第3-2 統計リソースの確保及び有効活用」関係

#### (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用

##### イ 各府省の取組

- 新たな統計整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う。  
【各府省・平成21年度から実施する。】

- ◇ 平成22年国勢調査の実施に際し、調査項目の削減・変更を行うとともに、一部地域でインターネットを用いた回答方式を導入 【総務省】
- ◇ 平成22年学校教員統計調査において、オンライン調査を導入 【文部科学省】
- ◇ 経済産業省生産動態統計調査において、ニーズを踏まえ、調査品目を整理し、122品目を削減 【経済産業省】等（詳細は、資料編資料5、6参照。）

#### (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用

##### オ 緊急ニーズへの対応

- 緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用する。  
その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、付帯統計調査として実施することも検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。  
【関係府省・平成21年度から実施する。】

- ◇ 平成22年国勢調査及び平成21年経済センサス基礎調査を活用し、被災県に関する特別集計等や公表の早期化を実施。また、浸水による被害の把握に資する統計地図を作成し、提供・公表 【総務省】
- ◇ 東日本大震災において津波被害を受けた農地面積を、既存統計調査から特別集計して推定し、公表 【農林水産省】等（詳細は、資料編資料19参照。）

#### (2) 実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持、国と地方公共団体の連携

- 地方公共団体を經由する必要がある調査（原則として、調査員調査が必要な調査）の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。  
【各府省・平成21年度から実施する。】

- ◇ 平成22年国勢調査において、①全面封入による調査票提出、②郵送提出、③インターネット回答を導入し、調査員事務の見直し・再構築を実施。また、コールセンターを設置し、照会対応事務を一元化 【総務省】
- ◇ 工業統計調査において、従業員200人以上の事業所を国直轄の郵送調査に変更 【経済産業省】等

### 「第3-4 統計データの有効活用の推進」関係

#### (2) 統計データ・アーカイブの整備

##### イ 調査票情報等の保管方法

- 各府省・統計センター・学会等の協力を得て設置する検討会議において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管方法を内容とする調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。  
【総務省・平成22年度までに実施する。】

- ◇ 平成21年度に、「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」を設置し、同ワーキンググループにおける検討結果を踏まえ、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」を策定（平成23年3月）  
【総務省】

### Ⅲ 公的統計の作成

#### 1 基幹統計

##### (1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ・ 国民経済計算
- ・ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等において作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、平成22年度末現在において、基幹統計の総数は、56統計となっている（表2）。

法第7条では、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除しようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。

平成22年度中に、基幹統計の指定をしたものは、産業連関表、鉱工業指数及び生命表であり、指定を解除したものはない。

表2 基幹統計一覧（平成22年度末現在）

内閣府<1統計>	農林水産省<7統計>
国民経済計算	農林業構造統計
総務省<12統計>	牛乳乳製品統計
国勢統計	作物統計
住宅・土地統計	海面漁業生産統計
労働力調査	漁業センサス
小売物価統計	木材統計
家計調査	農業経営統計
個人企業経済調査	経済産業省<11統計>
科学技術研究調査	工業統計調査
地方公務員給与実態調査	経済産業省生産動態統計
就業構造基本調査	商業統計
全国消費実態統計	埋蔵鉱量統計
全国物価統計	ガス事業生産動態統計
社会生活基本統計	石油製品需給動態統計
財務省<2統計>	商業動態統計調査
法人企業統計	特定サービス産業実態統計
民間給与実態統計	経済産業省特定業種石油等消費統計
	経済産業省企業活動基本統計
	※ 鉱工業指数
文部科学省<4統計>	国土交通省<9統計>
学校基本調査	港湾統計
学校保健統計	造船造機統計
学校教員統計	建築着工統計
社会教育調査	鉄道車両等生産動態統計調査
厚生労働省<8統計>	建設工事統計
人口動態調査	船員労働統計
毎月勤労統計調査	自動車輸送統計
薬事工業生産動態統計調査	内航船舶輸送統計
医療施設統計	法人土地基本統計
患者調査	内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
賃金構造基本統計	※ 産業連関表
国民生活基礎統計	総務省及び経済産業省
※ 生命表	経済構造統計
<合計 56統計（平成21年度末 53統計）>	

※を付したものは、平成22年度中に新たに指定した基幹統計

また、平成 22 年度中に指定の変更を行った基幹統計は、経済構造統計（作成者の変更）となっている（表 3）。

表 3 指定・変更・解除を行った基幹統計（平成 22 年度中）

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
経済構造統計	変更	作成者を「総務大臣」から「総務大臣及び経済産業大臣」に変更

## （2）法定の基幹統計の状況

### ① 国勢統計

法第 5 条第 2 項では、総務大臣は、国勢調査を 10 年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないとしている。ただし、当該国勢調査を行った年から 5 年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

平成 22 年度は、10 月 1 日を基準日として国勢調査が行われ、その集計結果が、平成 23 年 2 月 25 日に公表された。

### ② 国民経済計算

法第 6 条第 1 項では、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないとされている。

また、同条第 2 項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないとされ、同条第 3 項では、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないとされている。

国民経済計算の作成基準については、国際連合における基準の改定（08 SNA）等国际動向への対応、基本計画に盛り込まれている国民経済計算に関する課題への対応など所要の変更について、平成 21 年 4 月に統計委員会に諮問を行い、平成 22 年度末現在、統計委員会において調査審議中である（平成 23 年 5 月 20 日答申）。

## （3）基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第 2 条第 5 項では、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を統計調査とし、同条第 6 項では、基幹統計を作成する統計調査を基幹統計調査としている。

また、法第 9 条又は第 11 条では、国の行政機関は、基幹統計調査を実施

する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないとされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微なものと認めるもの（資料編 資料 27 参照）を除き、同委員会の意見を聴かななければならないとされている。

平成 22 年度末現在の基幹統計のうち、国民経済計算、産業連関表、生命表及び鉱工業指数を除く 52 の基幹統計を作成するための基幹統計調査について、平成 22 年度中に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は 16 件、承認に当たり統計委員会へ諮問を行ったものは 6 件、総務大臣が承認を行ったものは 14 件となっている（表 4）。

表 4 基幹統計調査に係る申請件数等（平成 22 年度中）

府省名	総務大臣への		総務大臣の承認件数
	申請件数	うち統計委員会への諮問件数	
内閣府	0	－	0
総務省	3*	3	3*
財務省	1	0	1
文部科学省	4	0	4
厚生労働省	4(2)	2(2)	2
農林水産省	0	－	0
経済産業省	5*	1	5*
国土交通省	0	－	0
合計	16(2)	6(2)	14
(参考) 平成 21 年度中の実績	16	7	16

注 1) 平成 22 年度中に承認を行った 4 件は、全て変更の承認申請に係るものである。

注 2) 総務大臣への申請件数及びうち統計委員会への諮問件数の（ ）の数値は、平成 22 年度に承認申請が行われ、諮問が行われたが、平成 22 年度中に承認されていないもの（医療施設調査に係る申請・諮問及び患者調査に係る申請・諮問）の件数であり、申請件数及び諮問件数の内数。

注 3) 「\*」は複数の府省が共同で行う調査（平成 22 年度は経済センサス - 活動調査。）。共管府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の申請及び承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

#### (4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

基幹統計には、基幹統計調査により統計を作成するもののほか、統計調査以外の方法により作成する統計が含まれ、国民経済計算、産業連関表、生命表及び鉱工業指数がこれに該当する。

法第 26 条第 1 項では、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又は作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ総務大臣に通知をしなければならないとされ、同条第 2 項では、総務大臣は、当該基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、意見を述べることができるとされている。

平成 22 年度中に、総務大臣に対して行われた統計調査以外の方法による基幹統計の作成方法の通知は、以下の 2 件となっている。

- ・ 生命表
- ・ 鉱工業指数

なお、これらの通知に対する総務大臣の意見表明は、行われていない。

### (5) 基幹統計調査の実施状況

平成 22 年度中に実施された基幹統計調査は、38 件となっている。

このうち、1 年以下の周期で行われる経常調査は 36 件、2 年以上の周期で行われる周期調査は 2 件となっている。

また、基幹統計調査については、必要な場合は、法第 14 条で統計調査員を置くことができるとされ、法第 15 条で立入検査等ができることとされている。また、法第 16 条で基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体（教育委員会を含む。）が行うこととすることができることとされている。

平成 22 年度中に実施された 38 件の基幹統計調査のうち、統計調査員により調査を実施しているものは 18 件、立入検査等を措置しているものは 13 件、基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体が行うこととしているものは 20 件となっている（表 5）。

表 5 基幹統計調査の実施件数等 (平成 22 年度中)

府省名	基幹統計調査の実施件数					
	うち 周期 調査	うち 経常 調査	うち 法第 14 条 に統計調査 員を置く 調査	うち 法第 15 条 に立入等 し調査	うち 法第 16 条 に地方公共 団体の行 う調査	うち 法第 16 条 に地方公共 団体の行 う調査
総務省	6	1	5	5	1	5
財務省	2	0	2	0	1	0
文部科学省	3	1	2	0	1	3
厚生労働省	6	0	6	4	3	5
農林水産省	5	0	5	3	5	0
経済産業省	8	0	8	4	0	4
国土交通省	8	0	8	2	2	3
合計	38	2	36	18	13	20
(参考) 平成 21 年度中の実績	40	4	36	19	13	21

注) 周期調査とは 2 年以上の周期間隔（2 年に 1 回 など）で実施される統計調査であり、経常調査とは 1 年以下の周期間隔（毎月、毎四半期、毎年 など）で実施される統計調査である。

## (6) 基幹統計の公表の状況

法第8条第1項では、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。

平成22年度中に、国の行政機関が公表を行った基幹統計は、42件となっている（表6）。

表6 基幹統計の公表状況（平成22年度中）

府省名	公表を行った 基幹統計の件数	公表までの平均期間			
		周期調査		経常調査	
		件数	平均期間（日）	件数	平均期間（日）
内閣府	1	—	—	—	—
総務省	8	3	180	5	43
財務省	2	0	—	2	95
文部科学省	2	0	—	2	71
厚生労働省	6	0	—	6	88
農林水産省	6	1	190	5	62
経済産業省	9	0	—	8	108
国土交通省	8	0	—	8	41
合計／全体平均	42	4	182※	36	72※
(参考) 平成21年度中の実績 合計／全体平均	42	5	265※	36	77※

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの基幹統計で月次調査・年次調査がある場合など、複数の公表までの期間の種類がある場合、最も短い公表までの期間で平均期間の計算を行っている。

注3) 内閣府が公表を行った国民経済計算、経済産業省が公表を行った鉱工業指数は、統計調査以外の方法により統計を作成する基幹統計であり、これについては平均期間を記載していない。

## 2 一般統計調査

### (1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況

法第2条第7項では、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査とし、法第19条又は第21条第1項では、国の行政機関が一般統計調査を実施する場合又は承認を受けた一般統計調査を変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないとされている。

また、法第21条第3項では、一般統計調査を中止する場合、総務大臣にその旨を通知しなければならないとされている。

平成22年度中に、総務大臣が承認を行った一般統計調査は、105件である（表7）。

表7 一般統計調査に係る承認件数 (平成22年度中)

府省名	承認した一般統計調査の件数		
		うち新規の申請	うち変更等の申請
内閣府	5	0	5
総務省	6	1	5
財務省	3	2	1
文部科学省	5	0	5
厚生労働省	31	3	28
農林水産省	15(1)	5	14(1)
経済産業省	13(2)	0	13(2)
国土交通省	20(1)	2	18(1)
環境省	5	1	4
人事院	4	0	4
合計	105(2)	14	91(2)
(参考) 平成21年度中の実績	136(4)	15	122

注1) ( ) 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認した一般統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2) 「変更等の申請」とは、調査内容の変更を行うもののほか、旧統計報告調整法の承認期限が切れたため、変更はないが調査継続のため承認手続きを行ったものである。

注3) 平成22年度中に複数回承認されている場合には1件と計上している。

## (2) 一般統計調査の実施状況

平成22年度中に、国の行政機関が実施した一般統計調査は、186件となっている(表8)。

表8 一般統計調査の実施状況 (平成22年度中)

府省名	一般統計調査の 実施件数		
		うち周期調査	うち経常調査
内閣府	8(1)	0	8(1)
総務省	6(1)	1	5(1)
財務省	3(1)	0	3(1)
文部科学省	14(1)	1	13(1)
厚生労働省	48(1)	12	36(1)
農林水産省	37(1)	8	29(1)
経済産業省	34(3)	3(1)	31(2)
国土交通省	31(1)	10(1)	21
環境省	6	0	6
人事院	4	1	3
合計	186(5)	35(1)	151(4)
(参考) 平成21年度中の実績	196(5)	44(2)	152(3)

注) ( ) 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、実施件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の調査実施数を単純合計しても、合計には一致しない。

平成 22 年度末現在で、廃止等が行われた一般統計調査は 22 件となっており、承認が有効となっている一般統計調査は、266 件（うち、平成 22 年度に新規調査として行われたものが 14 件）となっている。

### (3) 一般統計調査の結果の公表の状況

法第 23 条第 1 項では、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。

平成 22 年度中に、同項に基づき国の行政機関が公表を行った一般統計調査は、152 件となっている（表 9）。

表 9 一般統計調査の公表状況 (平成 22 年度中)

府省名	公表を行った 一般統計調査 の件数	公表までの平均期間			
		周期調査		経常調査	
		件数	平均期間(日)	件数	平均期間(日)
内閣府	8(1)	0	—	8(1)	63
総務省	8(1)	3	334	5(1)	51
財務省	3(1)	0	—	3(1)	217
文部科学省	7(1)	2	322	5(1)	74
厚生労働省	42(1)	9	456	33(1)	216
農林水産省	30(1)	4	184	26(1)	74
経済産業省	30(2)	2	175	28(2)	61
国土交通省	22	5	263	17	103
環境省	3	0	—	3	50
人事院	3	1	187	2	184
合計／全体平均	152(4)	26	320※	126(4)	116※
(参考)平成 21 年度中の実績 合計／全体平均	166(5)	19(2)	212※	147(3)	127※

注 1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注 2) 1 つの一般統計調査で月次調査・年次調査がある場合など、複数の公表期間の種類がある場合、最も短い公表期間で平均期間の計算を行っている。

注 3) ( ) 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注 4) 合計／全体平均欄の※は該当する全調査に関する平均期間である。

## 3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査

### (1) 政令で定める地方公共団体の統計調査の実施又は変更の届出等の状況

法第 24 条第 1 項では、政令で定める地方公共団体（平成 22 年 3 月 31 日現在で、47 都道府県及び 18 指定都市）が統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合、あらかじめ総務大臣に届出を行うとされている。

平成 22 年度中に、政令で定める地方公共団体が、統計調査の新設の届出を行った件数は 170 件、統計調査の変更の届出を行った件数は 65 件となっている（表 10）。

表 10 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施及び変更の届出件数  
(平成 22 年度中)

	統計調査の新設の 届出件数	統計調査の変更の 届出件数
都道府県	135	52
指定都市	35	13
合計	170	65
(参考) 平成 21 年度中の実績	200	65

注) 平成 22 年度中に複数回届出が行われた場合、1 件として計上している。

## (2) 政令で定める地方公共団体の統計調査の実施状況

平成 22 年度中に、政令で定める地方公共団体（東日本大震災による被害の著しい岩手県、宮城県、福島県、仙台市を除く。）が実施した統計調査の件数は、415 件となっている（表 11）。

表 11 政令で定める地方公共団体が実施した統計調査数  
(平成 22 年度中)

	都道府県	指定都市	合計
実施した 統計調査の件数	363	52	415
(参考) 平成 21 年度中の実績	403	53	456

注) 東日本大震災により施行状況の報告が困難と判断した岩手県、宮城県、福島県、仙台市を除いている（平成 21 年度の実績には、これらの県、市を含む。）。

## 4 届出独立行政法人等が行う統計調査

届出独立行政法人等とは、法第 25 条に基づき、独立行政法人等のうち、その業務内容等を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとしてあらかじめ政令で定めた法人であり、現在、日本銀行のみが対象となっている。

### (1) 届出独立行政法人等の統計調査の届出の状況

法第 25 条では、届出独立行政法人等が統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合は、あらかじめ総務大臣に届出を行うとされている。

平成 22 年度中に、届出独立行政法人等が総務大臣に対し、統計調査の実施の届出を行った件数は 0 件、統計調査の変更の届出を行った件数は 1 件となっている。

## (2) 届出独立行政法人等の統計調査の実施状況

平成 22 年度中に、届出独立行政法人等が実施した統計調査の件数は、3 件となっている。

## 5 事業所母集団データベース (資料編 資料 32 参照)

### (1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の提供状況

法第 27 条第 1 項では、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものとされており、同条第 2 項では、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等は、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を目的とする場合、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる」とされている。

平成 22 年度中における事業所母集団データベースの整備として、商業登記等から情報の提供を受けて把握した新設事業所に対して、事業内容、従業者数等を照会することにより情報の拡充が行われた。

また、平成 22 年度中に、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は 18 件となっている (表 12)。

表 12 事業所母集団データベースに記録されている情報の提供状況  
(平成 22 年度中)

提供先 府省等名	提供を受けた件数		
		うち調査対象の抽出目的	うち統計の作成目的
内閣府	1	1	0
総務省	6	5	1
法務省	0	—	—
外務省	0	—	—
財務省	0	—	—
文部科学省	0	—	—
厚生労働省	3	3	0
農林水産省	1	1	0
経済産業省	3	3	0
国土交通省	2	2	0
環境省	2	2	0
防衛省	0	—	—
人事院	0	—	—
都道府県	0	—	—
指定都市	0	—	—
届出独立行政法人等	0	—	—
合計	18	17	1
(参考) 平成 21 年度中の実績	19	18	1

## (2) 重複是正、調査履歴登録の実施状況

法第 27 条では、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして統計調査における被調査者の負担の軽減に資することが掲げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①各統計調査において調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴を登録する措置（調査履歴登録）を行うとともに、②統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外する措置（重複是正）を行うこととしている。

平成 22 年度中に、国の行政機関が、事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は 63 件（実施率 78.8%）、調査履歴登録を行った統計調査は 120 件（実施率 74.1%）となっている（表 13）。

表 13 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（平成 22 年度中）

府省名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)	登録対象 調査数	登録調査数	実施率 (%)
内閣府	3(1)	3(1)	100.0	5(1)	5(1)	100.0
総務省	5	5	100.0	8(1)	8(1)	100.0
財務省	3(1)	3(1)	100.0	3(1)	3(1)	100.0
文部科学省	3	3	100.0	11(1)	10(1)	90.9
厚生労働省	15	14	93.3	32(1)	28(1)	87.5
農林水産省	22(1)	21(1)	95.5	32(1)	26(1)	81.3
経済産業省	9(1)	9(1)	100.0	41(3)	32(2)	78.0
国土交通省	17	5	29.4	29(1)	6	20.7
環境省	2	2	100.0	3	3	100.0
人事院	3	0	0.0	3	3	100.0
合計	80(2)	63(2)	78.8	162(5)	120(4)	74.1
(参考) 平成 21 年度中の実績	92(4)	58(3)	63.0	181(6)	98(4)	54.1

注) ( ) 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、重複是正対象調査数等の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

## 6 統計基準の設定

法第 2 条第 9 項では、統計基準を、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準と定義し、法第 28 条では、総務大臣が統計基準を定めこれを公示しなければならないとされている（統計基準を廃止又は変更する場合も同様。）。

平成 22 年度中に、新たに統計基準として定めたものは、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」の 1 件であり、統計委員会への諮問などの必要な手続を経て、平成 23 年 3 月 25 日に公示された（表 14）。

表 14 統計基準の設定状況 (平成 22 年度末現在)

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 3 月 23 日	平成 21 年 4 月 1 日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 3 月 23 日	平成 21 年 4 月 1 日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 12 月 21 日	平成 22 年 4 月 1 日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年 4 月 1 日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成 23 年 3 月 25 日	平成 23 年 5 月 1 日

## 7 協力の要請（統計法に基づく協力要請）

### (1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供要請の状況

法第 29 条第 1 項では、国の行政機関は、他の国の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報の提供を求めることができるとされている。

平成 22 年度中に、同項に基づき、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は 2 件となっている（表 15）。

表 15 法第 29 条第 1 項に基づく行政記録情報の提供の状況(平成 22 年度中)

提供を求めた府省名	行政記録情報の提供を受けた件数	(参考) 平成 22 年度末で提供を要請中の件数
内閣府	2	0
平成 22 年度中の実績	2	0
(参考) 平成 21 年度中の実績	2	0

### (2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第 29 条第 2 項では、国の行政機関は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の国の行政機関に対し、調査、報告その他の協力を求めることができるとされている。

平成 22 年度中に、国の行政機関が、他の国の行政機関に対し協力要請を行った件数は 0 件となっている（表 16）。

表 16 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請の状況

(平成 22 年度中)

要請を行った 府省名	協力要請の件数	平成 22 年度末で
		協力を要請中の件数
平成 22 年度中の実績	0	-
(参考) 平成 21 年度中の実績	19	0

(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況

法第 30 条では、国の行政機関は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体及びその他の関係者に対し、協力を求めることができるとされている。

平成 22 年度中に、国の行政機関が、地方公共団体及びその他の関係者に対し協力要請を行った件数は 10 件となっており、全て協力要請が応諾されている (表 17)。

表 17 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況

(平成 22 年度中)

要請を行った 府省名	協力要請の件数	平成 22 年度末で
		協力を要請中の件数
総務省	6	0
文部科学省	3	0
厚生労働省	1	0
合計	10	0
(参考) 平成 21 年度中の実績	40	0

(4) 総務大臣が行う協力の要請の状況

法第 31 条第 1 項では、総務大臣は、基幹統計の作成のため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する国の行政機関以外の国の行政機関及びその他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する行政機関への必要な資料の提供その他の協力をを行うよう求めることができるとされている。

平成 22 年度中に、総務大臣から国の行政機関及びその他の関係者に対し資料の提供その他の協力をを行うよう求めた件数は 0 件となっている。

## 8 東日本大震災に係る統計データの提供等

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に対応するため、各府省において、被害状況の把握や早期の復興に資するよう被災に係る統計データの提供が行われた。

また、調査の実施に当たっても、被災地の実情に配慮した方法とするなど、きめ細かな対応を行うとともに、調査結果の公表に際しては、震災に対応したことによる調査結果への影響等に係る情報提供を行った。

### (1) 統計データの提供

#### ア 被災に係る情報提供

各府省においては、国勢調査や経済センサス-基礎調査などの調査結果により、被災に係る情報提供が行われた（表 18）。

表 18 被災に係る主な情報提供

省庁名	情報提供内容	集計地域	調査名
総務省	津波による浸水範囲に関する基本単位区（調査区）別人口、世帯数	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	平成 22 年国勢調査
	小地域別（町丁・字等別）人口、就業者数	岩手県、宮城県、福島県	平成 22 年国勢調査
	市町村別事業所数、従業者数	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	平成 21 年経済センサス
	東日本太平洋岸地域のデータ及び被災関係データ	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	注 1
農 林 水産省	津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の市区町村別推定面積	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	注 2
	市町村別漁業経営体数、漁業就業者数、水産加工工場数及び冷凍・冷蔵工場数	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県	2008 年漁業センサス
	県別農業産出額	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	生産農業所得統計（平成 21 年）
経 済 産 業 省	鉱工業指数	被災地、被災地以外	経済産業省生産動態統計調査

注 1）総務省で整備する「社会・人口統計体系（統計でみる都道府県・市区町村）」と消防庁等の関係機関において公表されている被災状況等のデータを整理したデータ集を作成。

注 2）人工衛星画像を基に、東北地方太平洋沖地震の浸水範囲概況図（国土地理院）等の資料を活用しながら目視判断により、農地が流失又は冠水したと思われる農地を推定して求積。

#### イ 調査結果公表時における情報提供

東日本大震災に伴い特別な対応を講じた結果、統計に何らかの影響が生じることが懸念される。このため総務省（政策統括官）は、統計委員会委員長談話等も踏まえ、各府省に対し、公表に当たって措置された特別の対応等に係る情報を結果公表に併せて周知するよう求めた（資料 17）。

## (2) 震災に対処するための柔軟な対応

### ア 各府省における対応状況

各府省は、震災対応に係る情報を共有しつつ、震災後に実施する統計調査について、被災地域を調査対象から一時的に除外すること、加工統計の作成に用いる統計を変更することなどの措置を講じた。震災発生後から6月までの間に行われた統計調査の対応の状況については、資料19のとおりである。

また、これらの特別の対応を講じた場合、時系列比較を行いやすいよう遡及して被災地域を除く結果を提示するなどの対応が行われた。

### イ 統計調査実施に係る承認手続き

総務省（政策統括官）は、調査の実施に当たって、被災地の実情に配慮したきめ細かな対応が適時に可能となるよう、震災発生後における統計調査の承認手続き及び届出手続きに関し柔軟に対応する旨、各府省統計主管課長会議構成員及び都道府県統計課長宛て通知した（資料14）。

## IV 調査票情報の利用及び提供

### 1 調査票情報の二次利用

法第 32 条では、国の行政機関又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合、統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができるとされている。

平成 22 年度中に、国の行政機関が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は 646 件となっている（表 19）。

表 19 法第 32 条に基づく調査票情報の利用（平成 22 年度中）

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う場合	
		統計の作成等を行う場合	統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
内閣府	8	8	0
総務省	41	41	0
法務省	0	-	-
外務省	0	-	-
財務省	6	5	1
文部科学省	102	93	9
厚生労働省	189	181	8
農林水産省	124	109	15
経済産業省	146	114	32
国土交通省	30	29	1
環境省	0	-	-
防衛省	0	-	-
人事院	0	-	-
日本銀行	0	-	-
合計	646	580	66
(参考) 平成 21 年度中の実績	696	646	50

### 2 調査票情報の提供

法第 33 条では、国の行政機関又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第 33 条第 1 号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第 33 条第 2 号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる」とされている。

また、総務省令では、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に必要と認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等が定められている。

平成 22 年度中に、国の行政機関が、法第 33 条第 1 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は 2,975 件、法第 33 条第 2 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は 133 件となっている（表 20）。

表 20 法第 33 条に基づく調査票情報の利用（平成 22 年度中）

統計調査 所管府省等名	法第 33 条第 1 号該当件数 (公的機関への提供)			法第 33 条第 2 号該当件数 (公的機関が行う統計作成と同等の 公益性を有する統計の作成等を行 う者への提供)			
	統計の 作成等 を行う 場合	調査に 係る名 簿の作 成を行 う場合		公的機 関と共 同して 行う調 査研究 に係る 統計の 作成等 を行う 者への 提供	公的機 関が費 用の全 部又は 一部を 公募の 方法に より補 助する 調査研 究に係 る統計 の作成 等を行 う者へ の提供	国の行 政機関、 地方公 共団 体が政策 の企画、 立案、実 施又は 評価に 必要と 認める 等の統 計の作 成等 を行う 者への 提供	
内閣府	0	0	0	1	0	0	1
総務省	519	516	3	27	0	27	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	10	9	1	2	0	2	0
文部科学省	157	154	3	4	2	2	0
厚生労働省	1,548	1,540	8	96	2	90	4
農林水産省	7	7	0	2	0	2	0
経済産業省	679	622	57	0	0	0	0
国土交通省	55	55	0	1	1	0	0
環境省	0	-	-	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
日本銀行	0	-	-	0	-	-	-
合計	2,975	2,903	72	133	4	123	5
(参考) 平成 21 年度中の実績	2,254	2,221	33	54	5	49	0

### 3 委託による統計の作成等の実施

法第 34 条に基づき、国の行政機関又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）を行い、これを提供することができる」とされている。

一方で、一般から委託要請される統計の作成等は、多様なバリエーションが想定され、その要請に対応するためには、事前に、それぞれの国の行政機関が受託体制を整備することが必要であること、さらに、個々の調査票情報に関する仕様等のドキュメントを一般に提示可能となるよう整備する必要があるなど、平成 22 年度末時点で、一律、全ての統計調査においてオーダーメイド集計に対応する状況に至っていない。

したがって、実際の運用においては、一般からの委託に対し国の行政機関が対応できる統計調査及び受託可能な統計の作成等のメニューを事前に提示することが行われている。

平成 22 年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計のサービスに供するとして提示した統計調査は 20 調査（87 年次分）となっている（資料 21）。

これらのうち、国勢調査、学校基本調査及び賃金構造基本統計調査については、法第 37 条に基づき政令で定める受託独立行政法人（（独）統計センター）を通じてオーダーメイド集計のサービスを提供している。

また、平成 22 年度中に、一般の者からオーダーメイド集計の申出が行われた件数は 12 件となっており、これらの申出は全て、学術研究の発展に資すると認められる場合として、オーダーメイド集計が実施され、結果が提供された（表 21）。

表 21 オーダーメイド集計の結果の提供件数等（平成 22 年度中）

統計調査 所管府省名	オーダーメイド 集計の申出 件数	オーダーメー ド集計の結果 の提供件数	学術研究の発展 に資すると認め られる場合	高等教育の発展 に資すると認め られる場合
内閣府	0	－	－	－
総務省	9	9	9	－
財務省	1	1	1	－
文部科学省	1	1	1	－
厚生労働省	0	－	－	－
農林水産省	0	－	－	－
国土交通省	1	1	1	0
合計	12	12	12	0
(参考) 平成 21 年度中の実績	4	4	4	0

#### 4 匿名データの作成、提供

法第 35 条第 1 項では、国の行政機関又は届出独立行政法人等が、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる」とされている。

また、法第 36 条に基づき、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合、国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができる」とされている。

平成 22 年度末現在、国の行政機関が、匿名データの提供のサービスに供するとして提示した統計調査は 4 調査（13 年次分）となっている（表 22）。

これらの 4 統計調査に係る匿名データは、法第 37 条に基づき政令で定められる受託独立行政法人等を通じて、提供が行われている。

表 22 匿名データの提供を行うとした統計調査（平成 22 年度末現在）

統計調査 所管府省名	対象とする統計調査の名称
総務省	全国消費実態調査（平成元年、6 年、11 年、16 年） 就業構造基本調査（平成 4 年、9 年、14 年） 社会生活基本調査（平成 3 年、8 年、13 年） 住宅・土地統計調査（平成 5 年、10 年、15 年）

また、平成 22 年度中に、一般の者から匿名データの提供依頼の申出が行われた件数は 38 件となっており、これらの申出は、全て学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合として、匿名データの提供が行われた（表 23）。

表 23 匿名データの提供件数等（平成 22 年度中）

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供依頼 の申出件数	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会に おける我が 国の利益の 増進等に資 すると認め られる場合
総務省	38	38	36	2	0
総務省(平成 21 年度)	20	20	18	2	0

## 5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項では、国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等は、調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないとされている。

国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等のうち、調査票情報等を適正に管理するためのマニュアルを作成しているのは7府省庁、15都道府県、3指定都市、1届出独立行政法人等（日本銀行）となっている（表24、25）。

表24 調査票情報等を適正に管理するためのマニュアル  
を策定している府省 (平成22年度)

府省名
内閣府、消費者庁、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、人事院

表25 調査票情報等を適正に管理するためのマニュアルを作成している  
地方公共団体（都道府県及び指定都市）の数 (平成22年度)

作成している 都道府県数	作成している 指定都市数	作成している 届出独立行政法人数
15	3	1

## V 統計委員会

法第5章の規定及び統計委員会令（平成19年政令第300号）等に基づき、内閣府に統計委員会が置かれ、法に定める事項について調査審議を行っている。

また、統計委員会には部会を置くことができるとされており、平成22年度末時点で7部会が置かれている。

平成22年度中に、統計委員会は、11回開催され、部会は合計で45回開催されている（表26）。

統計委員会においては、平成22年度当初時点で、平成21年度から審議継続となっていた諮問案件が2件あり、平成22年中に答申が行われた案件が1件、平成22年度末時点で審議継続中となっているものが1件となっている。

また、平成22年度中に、新たに総務大臣又は内閣総理大臣から諮問が10件行われ、これらのうち、平成22年度中に答申が行われたものが7件、平成22年度末時点で審議継続中となっているものが3件となっている（表27）。

表 26 統計委員会及び部会の開催実績等

統計委員会		開催回数			
		平成 22年度	平成 21年度	平成 20年度	平成 19年度 (10月以降)
		11	12	13	7
部会名	部会の所掌	開催回数			
		平成 22年度	平成 21年度	平成 20年度	平成 19年度 (10月以降)
基本計画部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請及び法律の施行の状況に関する事項	16	0	13	9
国民経済計算部会	国民経済計算の作成基準の設定に関する事項	6	3	3	1
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	9	6	3	11
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	4	6	9	5
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	6	9	4	3
統計基準部会	統計基準に関する事項	1	9	0	-
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	3	0	3	-
部会計		45	33	35	29

注1) 統計基準部会及び匿名データ部会は、平成20年12月に設置された。

注2) 平成22年度には、上記のほか、景気ウォッチャー全国会合が1回開催された。

表 27 統計委員会における諮問・答申件数

	平成 21 年度中に 諮問し、 平成 22 年度末で 調査審議 中の事案	平成 21 年度中 に諮問 し、平成 22 年度 中に答 申した 事案	平成 22 年 度中に諮 問し、同年 度中に答 申した事 案	平成 22 年 度中に諮 問し、平 成 22 年度 末で調査 審議中の 事案
国民経済計算の作成基準 (法第 6 条第 2 項)	1	0	0	0
基幹統計調査 (法第 9 条第 4 項、第 11 条第 2 項)	0	1	6	2
統計基準の設定 (法第 28 条第 2 項)	0	0	1	0
匿名データの作成 (法第 35 条第 2 項)	0	0	0	1
合 計	1	1	7	3

## VI 罰則

平成 22 年度中に、法に定める罰則の適用が行われた事案はない。

## VII その他

### 1 統計情報の提供 (e-Stat の取組等)

e-Stat とは、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する統計ポータルサイトである (資料編 資料 28 参照)。e-Stat を通じて、国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関係情報の提供が行われており、法第 54 条に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第 8 条及び第 23 条に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

統計データへのアクセスに関しては、平成 22 年度中に約 7,825 万件のアクセスが行われている (表 28)。

表 28 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数

（平成 22 年度中）

府省名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣府	1,014,709
総務省	14,484,972
法務省	828,518
外務省	2,503
財務省	36,717,467
文部科学省	2,169,184
厚生労働省	7,949,804
農林水産省	13,214,061
経済産業省	720,837
国土交通省	1,094,434
環境省	44,615
防衛省	211
人事院	13,174
合計	78,254,489
(参考)平成 21 年度実績	29,535,420

注) アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るもの他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

## 2 国際的な動向への対応

国際比較可能な公的統計の作成等のため、SNA、各種分類及び統計の品質などにおいて国際的基準に適切に対応し、我が国の統計の整備を図っている。また、国際的な統計の改善や発展に貢献するため、発展途上国の統計能力向上のための各種プロジェクトの実施、研修員の受入れ等により、統計分野における国際協力を推進している。

平成 22 年度には、我が国が招請国として協力を行っている国連アジア太平洋統計研修所（S I A P）が創立 40 周年を迎えた。S I A P は、アジア太平洋地域を中心とした開発途上国の政府統計職員を養成することを目的とした国連で唯一の統計研修機関であり、平成 22 年度末までに、127 カ国、延べ 12,453 人に研修を実施してきた（資料 29）。

また、国連が提唱する「2010 年ラウンド世界人口・住宅センサス（国勢調査）計画」の実施期間にあたる 2010 年 10 月 20 日を「世界統計の日」と定めることが国連総会で決定され、日本においても、政府広報、マスメディアによる広報、各種イベントにおける P R などを行った（資料 30）。